



島根県報

平成26年 1月21日 (火)

第 2,564 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	(")	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(")	4
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	4
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	4

【公 告】

家畜商講習会の開催	(農 畜 産 振 興 課)	5
公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	7

告 示

島根県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年 1 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
やました整形外科	安来市南十神町17-1	平成26年 1 月 6 日
益田整形外科医院	益田市染羽町4-35	平成25年11月25日
神庭歯科医院	松江市上乃木7-6-5	平成25年12月 4 日

島根県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年 1 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	居宅療養管理指導	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	介護予防居宅療養管理指導	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	訪問看護	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	介護予防訪問看護	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	訪問リハビリテーション	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	介護予防訪問リハビリテーション	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市田和山町110	平成26年 1 月 1 日
株式会社 コスモス	出雲市上島町904	通所介護	デイサービスグッドライフ	出雲市塩冶善行町14番地3	平成25年10月 1 日
株式会社 コスモス	出雲市上島町904	介護予防通所介護	デイサービスグッドライフ	出雲市塩冶善行町14番地3	平成25年10月 1 日
株式会社 あおぞら福祉サービス	出雲市小津町21番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム風の丘	出雲市小津町23番地1	平成25年12月25日
株式会社 あおぞら	出雲市小津町21番地	介護予防認知	グループホーム風の丘	出雲市小津町23番地	平成25年12

福祉サービス		症対応型共同生活介護		1	月25日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3いさいきプラザ	居宅介護支援	厚生センターさんさん居宅介護支援事業所	松江市上乃木七丁目1-28	平成25年12月1日
特定非営利活動法人介護福祉サービスくすもと	隠岐郡隠岐の島町那久291番地	通所介護	宅老所くすもと	隠岐郡隠岐の島町那久626番地	平成25年12月26日

島根県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年 1 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
浅野 博之	あさの接骨院	柔道整復	松江市山代町818-2	平成25年12月23日

島根県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年 1 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12月31日
益田整形外科医院	益田市染羽町4-35	平成25年11月25日
中原歯科医院	松江市大正町422	平成25年12月31日

島根県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年 1 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	居宅療養管理指導	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12月31日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	介護予防居宅療養管理指導	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12月31日
門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	訪問看護	門脇耳鼻咽喉科医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12月31日

門脇耳鼻咽喉科 医院	松江市上乃木三丁目17-7	介護予防訪問看護	門脇耳鼻咽喉科 医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12 月31日
門脇耳鼻咽喉科 医院	松江市上乃木三丁目17-7	訪問リハビリテー ション	門脇耳鼻咽喉科 医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12 月31日
門脇耳鼻咽喉科 医院	松江市上乃木三丁目17-7	介護予防訪問リハ ビリテーション	門脇耳鼻咽喉科 医院	松江市上乃木三丁目17-7	平成25年12 月31日
中原歯科医院	松江市大正町422	居宅療養管理指導	中原歯科医院	松江市大正町422	平成25年12 月31日
中原歯科医院	松江市大正町422	介護予防居宅療養 管理指導	中原歯科医院	松江市大正町422	平成25年12 月31日

島根県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年1月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
浅野 博之	あさの接骨院	松江市上乃木九丁目20-2	平成25年12月23日

島根県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年1月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
今田地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所
養賀原地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第31号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成26年1月21日から施行する。

平成26年1月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

「

表浜田市の項中	三隅駅前	中層耐火構造4階建	昭和59	0.88	を
---------	------	-----------	------	------	---

」

「

三隅駅前	中層耐火構造4階建	昭和59	0.88 (第111号の住戸に あつては、0.90)
------	-----------	------	----------------------------------

に改める。

」

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定により公告する。

平成26年1月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 講習会を開催する指定講習機関
公益社団法人島根県畜産振興協会
- 2 開催日時
平成26年3月6日（木）及び3月7日（金）
午前9時から午後5時まで
- 3 開催場所
松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第2会議室
- 4 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令について 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴について 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間
- 5 受講申込手続
 - (1) 提出書類
受講申込書（写真欄に写真を貼り付けること。）（別記様式）
 - (2) 家畜商講習手数料等
家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,400円を、講習会初日に会場受付で納付すること。
 - (3) 受講申込書の提出期限
平成26年2月21日（金）（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）
 - (4) 受付場所
〒690-0887
松江市殿町19-1 島根JAビル内
公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部
 - (5) 申込方法
受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送をすること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、80円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。
- 6 修了証明書の交付
講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。
- 7 その他

- (1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- (2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷
(電話0852-31-3609) にすること。

別記様式

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関

公益社団法人 島根県畜産振興協会 会長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

(電話番号 — —)

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定により開催される講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年 1月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成26年 1月7日から同年 3月14日まで

3 作業地域

益田市